

家畜排せつ物に係る管理基準適正化指導要領

第1 趣旨

この要領は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「法」という。）に基づき畜産業を営む者が遵守すべき家畜排せつ物の適正管理の確保に関し、必要な事項を定める。

第2 役割

- 1 畜産振興課長は、必要な事業計画を策定するとともに、農業振興事務所長及び関係機関と連携を図りながら適正な事務執行を行う。
- 2 農業振興事務所長は、事業計画に基づき、管内の家畜排せつ物の管理状況の実態を把握するとともに、畜産農家等に対し必要な指導・助言を行う。
- 3 家畜保健衛生所長、畜産酪農研究センター所長は、農業振興事務所長等が行う現地調査及び立入検査並びに畜産農家等に対する指導・助言等に関し、技術的・専門的観点から助言・協力を行う。

第3 実態把握

- 1 農業振興事務所長は、管内の畜産業を営む者の家畜排せつ物の管理状況の把握に努めるものとする。また、畜産業を営む者の状況について、別に定めるところにより毎年畜産振興課長に報告するものとする。
- 2 農業振興事務所長は、経営普及指導など通常の指導及び畜産業を営む者に対する計画的な巡回指導を実施し、実態把握と適正指導に努めるものとする。
- 3 農業振興事務所長は、家畜排せつ物の管理等について、畜産農家等から相談を受けた場合又は関係機関その他の者から情報提供を受けた場合には、必要に応じ関係者等からの状況聴取又は現地調査を実施するなど、実態把握と適正指導に努めるものとする。

第4 事前指導

- 1 農業振興事務所長は、状況聴取や現地調査の結果等に基づき、畜産業を営む者が法第3条第1項に規定する管理基準（以下「管理基準」という。）に違反し、又は違反するおそれ（以下「違反行為等」という。）があると認めるときは、速やかに違反行為等の中止等適切な措置を指導するとともに、改善措置について助言・指導（以下「事前指導」という。）を行うものとする。
- 2 事前指導は、当該畜産業を営む者に対し、次の事項を記載した事前指導書（別記様式1）を交付し行うものとする。ただし、違反行為等が、直ちに改善可能と認める場合、周辺環境に影響が少ないと認める場合又は改善が確実に図られると認める場合は、口頭によることができるものとする。
 - ア 違反行為等に係る事項
 - イ 改善すべき事項
 - ウ 改善計画書（別記様式2）による改善計画の策定及び提出期限
 - エ 改善結果報告書（別記様式3）の提出
 - オ その他必要と認める事項
- 3 農業振興事務所長は、当該畜産業を営む者から事前指導に基づく改善計画書（別記様式2）が提出された場合、当該改善計画の内容を十分審査・検討し、適当と認めるときは改善計画の履行を、不適当と認めるときは計画内容の見直し検討を求めものとする。この場合において必要と認めるときは、畜産振興課長、その他関係機関と協議するものとする。
- 4 農業振興事務所長は、適宜改善計画の履行状況を確認するとともに当該畜産業を営む者等に適切な指導を行うものとする。
- 5 農業振興事務所長は、当該畜産業を営む者から事前指導に基づく改善結果報告書

(別記様式3)が提出されたときは、当該改善結果報告書の内容及び現地調査等により履行状況を確認するものとする。

- 6 農業振興事務所長は、履行状況等の確認の結果、適当と認められないときは、当該畜産業を営む者に対し必要な改善指導を行うものとする。

第5 法に基づく指導等

1 法4条指導・助言

- (1) 農業振興事務所長は、事前指導を行った場合において、畜産業を営む者の違反行為等が是正されないとき又は畜産業を営む者の違反行為等の内容を勘案し、事前指導によることが適当でないとき認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、法第4条の規定による指導及び助言（以下「法4条指導・助言」という。）を行うものとする。
- (2) 法4条指導・助言は、当該畜産業を営む者に対し、次の事項を記載した指導通知書（別記様式4）を交付し行うものとする。
 - ア 違反行為等に係る事項
 - イ 改善すべき事項
 - ウ 改善計画書による改善計画の策定及び提出期限
 - エ 改善結果報告書の提出
 - オ その他必要と認める事項
- (3) 農業振興事務所長は、前号の規定に基づき指導通知書を交付した場合、その写しを知事あて送付するものとする。
- (4) 農業振興事務所長は、当該畜産業を営む者から法4条指導・助言に基づく改善計画書が提出された場合、当該改善計画の内容を十分審査・検討し、適当と認めるときは改善計画の履行を、不相当と認めるときは計画内容の見直し検討を求めものとする。この場合においては、予め、畜産振興課長に協議するとともに、必要に応じてその他関係機関と協議するものとする。
- (5) 農業振興事務所長は、適宜改善計画の履行状況を確認するとともに当該畜産業を営む者等に適切な指導を行うものとする。
- (6) 農業振興事務所長は、当該畜産業を営む者から法4条指導・助言に基づく改善結果報告書が提出されたときは、当該改善結果報告書の内容及び現地調査等により履行状況を確認するものとする。
- (7) 農業振興事務所長は、履行状況等の確認の結果、適当と認められないときは、当該畜産業を営む者に対し必要な改善指導を行うものとする。
- (8) 当該畜産業を営む者が、第4号の規定により適当と認められた改善計画を変更しようとする場合は、予め、農業振興事務所長に対し、変更改善計画書（別記様式5）を提出するものとする。
- (9) 農業振興事務所長は、当該畜産業を営む者から変更改善計画書が提出された場合、当該変更事由が止むを得ないものと認めるときは、第4号及び第5号に係る改善計画書の取扱いに準じて処理するものとする。

2 法5条勧告

- (1) 知事は、農業振興事務所長が法4条指導・助言を行った場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、法第5条第1項の規定による勧告（以下「法5条勧告」という。）を行うものとする。
- (2) 知事は、法5条勧告にあたっては、当該勧告の適否及び内容について、予め必要に応じて関係機関と協議するものとする。
- (3) 法5条勧告は、当該畜産業を営む者に対し、次の事項を記載した勧告書（別記様式6）を交付し行うものとする。
 - ア 違反行為等に係る事項

- イ 勧告事項
- ウ 履行期限及び改善結果報告書の提出
- エ その他必要事項

- (4) 知事は、前号の規定に基づき勧告書を交付した場合、その写しを関係農業振興事務所長あて送付するものとする。
- (5) 知事は、農業振興事務所長等と連携しては、適宜勧告事項の履行状況を確認するとともに当該畜産業を営む者に適切な指導を行うものとする。
- (6) 知事は、当該畜産業を営む者から法5条勧告に基づく改善結果報告書が提出されたときは、農業振興事務所長等と連携して当該改善結果報告書の内容及び現地調査等により履行状況を確認するものとする。
- (7) 知事は、農業振興事務所長等と連携して、履行状況等の確認の結果、管理基準に違反しているときは、当該畜産業を営む者に対し必要な改善指導を行うものとする。

3 法5条命令

- (1) 知事は、法5条勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、当該者に対し、法第5条第2項の規定による命令（以下「法5条命令」という。）を行うものとする。
- (2) 知事は、法5条命令にあたっては、当該命令の適否及び内容について、予め、必要に応じて関係機関と協議するものとする。
- (3) 知事は、協議の結果、法5条命令を行うことが適当と認めるときは、原則として行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき弁明の機会を付与するものとする。
- (4) 知事は、当該者からの弁明に理由があると認める場合を除き、法5条命令の決定を行うものとする。
- (5) 法5条命令は、当該者に対し、次の事項を記載した命令書（別記様式7）を交付し行うものとする。
 - ア 命令の原因となる事実
 - イ 措置内容
 - ウ 履行期限及び改善結果報告書の提出
 - エ その他必要と認める事項
- (6) 知事は、農業振興事務所長と連携し、適宜命令事項の履行状況を確認するとともに当該者に適切な指導を行うものとする。
- (7) 知事は、当該者から法5条命令に基づく改善結果報告書が提出されたときは、農業振興事務所長と連携し、当該改善結果報告書の内容及び現地調査等により履行状況を確認するものとする。
- (8) 知事は、履行状況等の確認の結果、管理基準に違反しているときは、当該者に対し必要な補正を指示するものとする。

4 報告の徴収

知事及び農業振興事務所長は、事前指導、法4条指導・助言、法5条勧告及び法5条命令の措置を適正かつ確実に実施するため、必要と認める場合、当該畜産業を営む者に対し、法6条第1項の規定に基づき家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造の状況、家畜排せつ物の管理の状況、家畜の飼養状況等について報告を求めるものとする。

5 立入検査

- (1) 知事及び農業振興事務所長は、事前指導、法4条指導・助言、法5条勧告及び法5条命令に対する措置状況を確認する場合並びにその他必要と認める場合に、法第6条第1項に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）を行うものとする。

- (2) 知事及び農業振興事務所長は、立入検査を行う場合、必要に応じて家畜保健衛生所長、畜産酪農研究センター所長に協力を求めるものとする。

第6 関係機関との連携

1 市町村との連携

家畜排せつ物の適正な管理を確保するため、市町村の理解と協力が必要であることから、農業振興事務所は、管内市町村と連携して畜産農家の指導を行うものとする。

2 農業団体との連携

農協等農業団体は、農業者にとって最も身近な指導機関であることから、農業振興事務所は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため、農協等農業団体と連携して畜産農家に対し指導を行うものとする。

3 環境部局との連携

(1) 畜産振興課は、家畜排せつ物の管理の適正化のため、環境部局各課と連携を図るものとする。

(2) 農業振興事務所は、家畜排せつ物の管理の適正化のため、環境関係法令を所管する環境森林（管理）事務所と常に情報交換を行い、連携を図るものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は平成16年11月1日から、これを施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日から、これを施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から、これを施行する。

家畜排せつ物の適正管理に係る事前指導書

農振第 号
年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 様

栃木県 農業振興事務所（長） 印

家畜排せつ物の管理について、次のとおり改善してください。

1 違反行為等に係る事項	
2 改善すべき事項	
3 改善計画の策定及び提出期限	上記改善すべき事項について、改善計画書（別記様式2）により改善計画を策定し、 年 月 日までに提出すること。
4 改善結果報告書の提出	改善が完了した場合、速やかに改善結果報告書（別記様式3）を提出すること。
5 提出先	農業振興事務所
6 備 考	

家畜排せつ物の適正管理に係る改善計画書

年 月 日

栃木県 農業振興事務所長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

年 月 日（事前指導・指導）があった家畜排せつ物の管理に係る改善計画について、次のとおり提出します。

1 違反行為等に係る事項	
2 改善すべき事項	
3 改善計画の内容	
4 改善完了予定日	年 月 日
5 備 考	

家畜排せつ物の適正管理に係る改善結果報告書

年 月 日

栃木県 農業振興事務所長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

年 月 日（事前指導・指導・勧告・命令）があった家畜排せつ物の管理について、次のとおり改善しましたので報告します。

1 違反行為等に係る事項	
2 改善すべき事項（勧告事項）	
3 改善の内容	
4 改善完了日	年 月 日
5 備 考	

家畜排せつ物の適正管理に係る指導通知書

農振第 号
年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 様

栃木県 農業振興事務所長 印

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第4条の規定に基づき、次のとおり改善するよう指導します。

1 違反行為等に係る事実	
2 改善すべき事項	
3 改善計画書の策定及び提出期限	上記改善すべき事項について、改善計画書（別記様式2）により改善計画を策定し、 年 月 日までに提出すること。
4 改善結果報告書の提出	改善が完了した場合、速やかに改善結果報告書（別記様式3）を提出すること。
5 提出先	農業振興事務所
6 備考	

家畜排せつ物の適正管理に係る変更改善計画書

年 月 日

栃木県 農業振興事務所長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

年 月 日に提出した家畜排せつ物の適正管理に係る改善計画について、次のとおり、変更したいので提出します。

1 違反行為等に係る事項	
2 改善すべき事項	
3 変更事由	
4 変更内容	
5 改善完了予定日	年 月 日
6 備 考	

家畜排せつ物の適正管理に係る勧告書

畜振第 号
年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 様

栃木県知事 印

あなたの家畜排せつ物に係る管理は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第3条第2項の規定に違反しているものと認められるので同法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり改善するよう勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同法第5条第2項の規定により処分されることがあります。

1 違反行為等に係る事項	
2 勧告事項	
3 履行期限	年 月 日
4 改善結果報告書の提出	改善が完了した場合、速やかに改善結果報告書（別記様式3）を提出すること。
5 提出先	畜産振興課
6 備 考	

栃木県達 畜新第 号

令達先

貴社（あなた）が、・・・・・・で行った（行っている）家畜排せつ物の管理については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第3条第2項の規定に違反しているものと認められますので、同法第5条第2項の規定により、次のとおり措置することを命じます。

平成 年 月 日

栃木県知事

印

記

- 1 命令の原因となる事実
- 2 措置内容
- 3 履行期限及び改善結果報告書の提出
- 4 その他

※ なお、この命令について不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、栃木県知事に審査請求をすることができます。